

電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2014（案）

1 これまでの経緯と 2014 年度の競争評価の基本的な考え方

1.1 総務省では、2003 年度から電気通信事業分野に関する市場の競争状況を分析・評価し、政策の展開に反映するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を実施している。競争評価では、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」¹で定めた基本的な考え方にとりて「電気通信事業分野における競争評価に関する実施細目」（以下「実施細目」という。）を毎年度策定し、その実施細目に基づき、次の手順により競争評価の具体的な作業を開始することとしている。

- ① 評価対象とすべき市場の範囲を決定する「市場画定」
- ② 各サービスの需要側及び供給側からの「情報収集」
- ③ 画定した市場の競争状況の「分析・評価」

1.2 近年の動向として、2011 年度には移動系通信のブロードバンド化や F T T H サービスの普及を踏まえ、対象領域・市場の再構成を行った。例えば、従来の移動体通信領域を移動系のデータ通信市場と音声通信市場として画定するとともに、従来のインターネット接続領域を固定系ブロードバンド市場と I S P 市場に再編するなどの変更を行った。

次いで 2012 年度には、2011 年度の枠組みを維持しつつ、L T E（3.9G）や B W A サービスの急成長を考慮した「移動系超高速ブロードバンド市場」を移動系データ通信市場の部分市場とするとともに、「市場間の連携サービスの利用動向」等を戦略的評価のテーマに取り上げた。

2013 年度には、2012 年度のサービス市場と部分市場の枠組みを原則として維持するとともに、戦略的評価において「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析」、「地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析」等を実施した。

1.3 競争評価の政策展開への反映については、「日本再興戦略」等を踏まえて情報通信審議会で行っている競争政策の見直し等に係る検討²に当たり、移動系通信における寡占の状況やグループ化の進展等について分析した 2013 年度の競争評価が活用される等、一定の成果を挙げている。

1.4 他方、情報通信審議会の検討においては、新たな市場動向を踏まえつつ、これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と、非対称規制を

¹ 「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」は、競争評価の試行段階である第 1 期（2003 年度～2005 年度）においては毎年度改定していたが、現在の定点的評価（毎年度継続して評価）及び戦略的評価（各年度において特定のテーマに焦点を当てて評価）の仕組みが確立した第 2 期（2006 年度～2008 年度）の 2006 年度改定時に中期的な計画（3 年）として位置付けた後、第 3 期（2009 年度以降）の 2009 年度改定において、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて（期間を定めず）見直しを行うこととしている。

² 情報通信審議会の下に設置した 2020-ICT 基盤政策特別部会及び同部会の下の基本政策委員会において具体的な検討を行っている。

中心に運用してきた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度³」を更に充実・発展させ、市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付ける方針が「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に盛り込まれている。

- 1.5 当該方針を踏まえ、2014年度の競争評価は、新たな市場動向の把握と今後の政策展開への反映を重視して行うこととする。特に、今後の政策展開への反映という点に関し、単なる市場の分析・評価にとどめるのではなく、当該分析・評価の結果を基に、競争政策等の展開に当たり総務省として留意する事項を整理し、明らかにすることとする。
- 1.6 このように、現行の市場分析・評価の仕組みによるものとしては最後の取組となるものであり、10年超にわたる取組の集大成として位置付けられるとともに、2015年度以降開始予定の新たな分析・検証の仕組みへの橋渡しを視野に入れたものとする。

2 2014年度の戦略的評価の実施方針

- 2.1 競争評価の中の戦略的評価は、競争政策との機動的な連携を図る観点から特定のテーマに焦点を当てた分析を行うものとして、2006年度から実施しているものである。
- 2.2 前述のとおり、新たな市場動向の把握と今後の政策展開への反映を重視する観点から、2014年度の戦略的評価のテーマは、次のとおりとする。

(1) 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの競争環境への影響に関する分析

- 2.3 固定系超高速ブロードバンド⁴については、2013年4月にISPのソネットがNTT東日本のダークファイバを利用したFTHサービスを開始する等、ISPとアクセス回線事業者との関係について、新たな動きが見られるところである。
- 2.4 また、NTTが2014年5月に発表したNTT東西によるFTHの卸売サービスの提供⁵は、NTTが多様なプレイヤーとのコラボレーションを掲げていることも踏まえると、固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携の在り方に影響を及ぼす可能性がある。
- 2.5 さらに、2013年度の戦略的評価において分析を行った「移動+固定型」の連携サービスについても、auスマートバリューが更に利用数を伸ばす等、進展が続いている。

³ 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」は、2011年度と2012年度において、NTT東西等における規制の遵守状況等の検証等を実施したものであり、2007年度から2010年度までの間運用してきた「競争セーフガード制度」を引き継ぐ形で非対称規制（指定電気通信設備制度）についての検証を行う仕組みとして位置付けられていたものである。

⁴ FTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットをいう。

⁵ NTTの発表では、サービスの提供は2014年度第3四半期以降としている。

2.6 このような固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスを巡る状況とその変化を把握するとともに、隣接市場も含めた競争環境への影響を分析した上で、指定電気通信設備制度等関連する競争ルールの運用に当たっての課題を整理する。

(2) 移動系通信に関する新たな料金施策の競争環境への影響に関する分析

2.7 従来、携帯電話事業者（MNO）主要各社のスマートフォン向けデータ通信料金プランは、月7GBを上限とされていたほか、利用者の利用実態に応じた多段階のプランが設定されていなかったといえる。

2.8 このような中、2014年6月以降、MNO各社はデータ通信に係る料金プランの多段階化と通話定額制等の組合せを内容とする新料金プランを相次いで導入した。

2.9 当該新料金プランについては、データ通信に係る利用者の利用実態の乖離を是正するものという見方がある一方で、通話の利用時間数が少ない利用者にとっては実質的には値上げとなるという見方もある。

2.10 これらを踏まえつつ、当該新料金プランを始めとする新たな料金施策の利用実態を把握するとともに、MNOの財務やMVNOの提供するサービスへの影響等、競争環境への影響について総合的に分析を行った上で、料金政策の観点からの課題を整理する。

3 2014年度の定点的評価の実施方針

3-1 市場の画定

(1) サービス市場

3.1.1 サービス市場の画定について、2013年度の評価では、「データ通信」、「音声通信」、「法人向けネットワーク」の3領域について、

- ① 移動系データ通信市場
- ② 移動系音声通信市場
- ③ 固定系ブロードバンド市場
- ④ ISP市場
- ⑤ 固定電話市場
- ⑥ 050-IP電話市場
- ⑦ WANサービス市場

といった市場を画定した上で、

- ⑧ 移動系超高速ブロードバンド市場
- ⑨ FTTTH市場

などの部分市場を設定して、⑧を除くそれぞれの市場の分析・評価を行った。

3.1.2 2014年度においては、「データ通信」、「音声通信」、「法人向けネットワーク」の3領域と①から⑨までの市場画定を維持しつつ、需要の代替性等を踏まえ、③の部分市場として新たに固定系超高速ブロードバンド市場を位置付ける。

3.1.3 なお、2013年度の競争評価の報告書において、移動系通信事業に関し、現行の「音声通信市場」と「データ通信市場」を「音声通信・データ通信共用市場」と「データ通信専用市場」に再編することについて言及しているところであるが、今般、実施細目の策定に当たり、改めて市場画定の検討を行ったところ、

- － 「音声通信・データ通信共用市場」については、現在の「音声通信市場」（携帯電話・PHS：約1億2,000万契約）から音声通信専用サービス（約70万契約）を除いたものとなるが、携帯電話・PHSの利用に当たっての音声通信に対する需要は現在でも少なくない⁶ことを踏まえると、引き続き「音声通信市場」の分析を行う意義はあると考えられる中で、あえて音声通信専用サービスを除いた形で市場を画定する積極的理由は乏しいこと
- － 「データ通信専用市場」については、通信モジュール等を除く多くのデータ通信専用サービス⁷は音声通信と共用のサービスとも需要の代替性があり、単独の市場を構成するとは考えられないことから、いずれも新たな市場とは位置付けないこととする。

【新たなサービス市場の画定】

2013年度競争評価			2014年度競争評価		
データ通信	移動系	3G、LTE、PHS、BWA	移動系	3G、LTE、PHS、BWA	
		移動系超高速 BB (BWA、LTE)		移動系超高速 BB (BWA、LTE)	
	固定系	固定系ブロードバンド	固定系	固定系ブロードバンド	
		FTTH		固定系超高速 BB (FTTH、DL30Mbps 以上の CATV)	
		ADSL		FTTH	
CATV		ADSL			
ナローバンド	CATV				
ISP	ISP				
音声通信	移動系	携帯電話、PHS、ソフトフォン	移動系	携帯電話、PHS、ソフトフォン	
	固定系	固定電話、ソフトフォン	固定系	固定電話、ソフトフォン	
		中継電話		中継電話	
050-IP 電話	050-IP 電話				
法人向けネットワーク	法人向け	WAN サービス	法人向けネットワーク	WAN サービス	
	専用サービス	専用サービス		専用サービス	

※ 表中、明朝部分は評価の対象としないもの、白抜き部分は新たに追加するものを表す。

⁶ 例えば、競争評価 2013 の図表 V-75 にあるとおり、利用者アンケートの結果によれば、移動系通信サービスについて、現在主に利用しているサービスを選択した理由として音声通信に関係する「通話の品質が良いこと」を挙げた回答者は 26.0%となっている。

⁷ データ通信専用サービスには、通信モジュールのほか、データ通信カードやモバイル Wi-Fi ルータ等を用いたサービスが含まれる。

(2) 地理的市場

- 3.1.4 地理的市場の画定については、2013年度のものを原則として維持し、固定系ブロードバンド市場（部分市場としての固定系超高速ブロードバンド市場及びF T T H市場を含む。以下同じ。）についてはブロック別、固定電話市場については東西別、その他については全国を市場とする。

3-2 移動系通信事業に関する分析・評価の実施方針

(1) 総論

- 3.2.1 前述のとおり、移動系通信事業については、移動系データ通信市場（部分市場としての移動系超高速ブロードバンド市場を含む。以下同じ。）及び移動系音声通信市場について評価を行うこととする。
- 3.2.2 また、2013年度に引き続き、移動系通信事業全体の概況を把握する上で参考となる指標として、携帯電話・PHS・BWAの3サービスに関する契約数、売上高、事業者別シェア等を分析する⁸。
- 3.2.3 2013年度には、従来の個社別の分析・評価に加え、企業グループ単位での分析・評価を行ったところであるが、2014年度においても、グルーピングの考え方や、同一グループ内の事業者間取引による連携サービスの重複計上排除の方法等を維持しつつ、個社別の分析・評価と併せて実施する。

(2) 移動系データ通信市場の分析

- 3.2.4 2013年度においては、移動系データ通信市場の供給側の基本データとして、前年度に引き続き、市場規模、事業者別シェア、市場集中度（HHI）等を取り上げたほか、MVNOの状況や周波数の保有状況等、事業者間取引に関連するデータについても新たに分析指標の一つとして取り扱った。
- 3.2.5 需要側データとしては、料金の推移に加え、データ通信速度やデータ通信量といったサービス品質に関するデータ、サービス変更コストに係る各種手数料、新規端末購入費、キャンペーン割引、SIMロック解除可能な端末の種類数等を分析対象として取り上げた。
- 3.2.6 2014年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。
- 3.2.7 評価に当たっての勘案要素としては、従前どおり、上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響を取り上げる。
- 3.2.8 また、2013年度の戦略的評価において、「移動+移動型」の連携サービスの分析を行ったところであるが、2014年度においては、当該分析を踏まえつつ、定点的評価においてその後の動向のフォローアップを行うこととする。

⁸ これら3サービスは、需要の代替性がないと考えられる音声通信専用のものとデータ通信専用のものを含む等、一つの市場として画定することは適切ではないが、あくまでも参考となる指標として分析するものである。

移動系データ通信市場の分析指標	
基本データ	供給側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市場規模等 ➤ シェア ➤ 市場集中度 ➤ 事業者間取引関連(接続料、MVNO の状況等) 需要側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 料金等(ARPUを含む。) ➤ サービス品質(通信速度等) ➤ サービス変更コスト(解約手数料、SIMロック解除の状況等)
評価に当たっての勘案要素	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響

(3) 移動系音声通信市場の分析

- 3.2.9 2013年度においては、移動系音声通信市場の基本データとして、供給側からは市場の規模、事業者別シェア、市場集中度(HHI)等、需要側からは各種割引の状況を含む料金やサービス品質に関するデータ、番号ポータビリティの状況等を取り上げた。
- 3.2.10 2014年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。
- 3.2.11 評価に当たっての勘案要素としては、2013年度に引き続き、ソフトフォン等による代替性の有無を取り上げる。
- 3.2.12 また、一部の事業者がサービスの提供を開始したVoLTE⁹の動向についても、必要に応じ分析に取り入れていくこととする。

移動系音声通信市場の分析指標	
基本データ	供給側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市場規模等 ➤ シェア ➤ 市場集中度 ➤ 事業者間取引関連(接続料、MVNO の状況等) 需要側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 料金等(ARPUを含む。) ➤ サービス品質 ➤ サービス変更コスト(解約手数料、SIMロック解除の状況、番号ポータビリティの状況等)
評価に当たっての勘案要素	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ソフトフォン等による代替性の有無

⁹ VoLTE(Voice over LTE)は、LTEの packets 交換方式のネットワーク上でIP技術を用いた音声通話サービスであり、2014年6月よりNTTドコモが提供を開始している。

3-3 固定系通信事業に関する分析・評価の実施方針

(1) 総論

3.3.1 前述のとおり、固定系通信事業については、固定系ブロードバンド市場、ISP市場、固定電話市場及び050-IP電話市場について評価を行うこととする。

(2) 固定系ブロードバンド市場の分析

3.3.2 2013年度においては、固定系ブロードバンド市場の供給側の基本データとして、前年度に引き続き、市場の規模、事業者別シェア、市場集中度（HHI）等を取り上げたほか、NTT東西の光ファイバ回線の貸出し状況等、事業者間取引に関連するデータについても新たに分析指標の一つとして取り扱った。

3.3.3 需要側データとしては、料金の推移に加え、データ通信速度といったサービス品質に関するデータ、サービス変更コストに係る各種手数料等を分析対象として取り上げた。

3.3.4 2014年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。

3.3.5 評価に当たっての勘案要素としては、2013年度に引き続き、移動系データ通信による固定系ブロードバンドの代替性の有無、NTT東西加入電話による固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの有無、固定系ブロードバンド市場における参入が進んでいないエリアの状況を取り上げる。

3.3.6 また、2013年度の戦略的評価において、地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析を行ったところであるが、2014年度においては、当該分析を踏まえつつ、定点的評価においてその後の動向のフォローアップを行うこととする。

固定系ブロードバンド市場の分析指標	
基本データ	供給側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市場規模等 ➤ シェア ➤ 市場集中度 ➤ 設備競争の状況 ➤ 事業者間取引関連(接続料、貸出回線数等) 需要側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 料金等 ➤ サービス品質(通信速度等) ➤ サービス変更コスト(解約手数料等)
評価に 当たっての 勘案要素	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性 ➤ NTT東西加入電話によるFTTHへのレバレッジ懸念 ➤ FTTHの参入が進んでいないエリアの状況

(3) ISP市場の分析

- 3.3.7 2013年度においては、ISP市場の基本データとして、供給側からは市場の規模、事業者別シェア、市場集中度（HHI）等、需要側からは料金に関するデータを取り上げた。
- 3.3.8 2014年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。
- 3.3.9 また、2.3のとおりISPとアクセス回線事業者との関係に新たな動きが見られることを踏まえ、評価に当たっての勘案要素として、この両者の関係性を新たに引き上げる。

ISP市場の分析指標	
基本データ	供給側データ ➤ 市場規模等 ➤ シェア ➤ 市場集中度 需要側データ ➤ 料金等
評価に当たっての勘案要素	➤ ISPとアクセス回線事業者との関係性

(4) 固定電話市場及び050-IP電話市場の分析

- 3.3.10 2013年度においては、固定電話市場及び050-IP電話市場の基本データとして、供給側からは市場の規模、事業者別シェア、市場集中度（HHI）等、需要側からは料金、通話利用動向等を取り上げた。
- 3.3.11 2014年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。
- 3.3.12 評価に当たっての勘案要素としては、2013年度に引き続き、ソフトフォン等による代替性の有無を取り上げる。

固定電話市場の分析指標	
基本データ	供給側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市場規模等 ➤ シェア ➤ 市場集中度 ➤ 事業者間取引関連(接続料等) 需要側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 料金等
評価に当たっての勘案要素	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ソフトフォン等による代替性の有無

050-IP電話市場の分析指標	
基本データ	供給側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市場規模等 ➤ シェア ➤ 市場集中度 需要側データ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 料金等
評価に当たっての勘案要素	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ソフトフォン等による代替性の有無

3-4 法人向けネットワーク事業に関する分析・評価の実施方針

- 3.4.1 前述のとおり、法人向けネットワーク事業については、WANサービス市場について評価を行うこととする。
- 3.4.2 2013年度においては、WANサービス市場の基本データとして、供給側からは市場の規模、事業者別シェア、市場集中度（HHI）等、需要側からは料金に関するデータを取り上げた。
- 3.4.3 2014年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。
- 3.4.4 評価に当たっての勘案要素としては、従前どおり、クラウドサービスの動向を取り上げる。

WANサービス市場の分析指標	
基本データ	供給側データ ▶ 市場規模等 ▶ シェア ▶ 市場集中度 需要側データ ▶ 料金等
評価に当たっての勘案要素	▶ クラウドサービスの影響

3-5 市場支配力の評価

- 3.5.1 電気通信市場における市場支配力の有無は、「単独」事業者による場合と複数事業者の「協調」による場合とに分けて判定する。「単独」は、特定事業者がそのシェアや競争上の優位性から支配的地位を形成し、他事業者が競争的に行動するかどうかにかかわらず、単独で市場支配力を行使することができる市場支配力を意味する。それに対し、「協調」は、市場の寡占的状況の下で、主要事業者が協調的に行動して行使することができる市場支配力を指す。
- 3.5.2 市場支配力の考察は「存在」と「行使」の二段階に分けて行う。市場の成熟度、市場シェア、市場集中度（HHI）、事業者数、料金の推移等の諸条件を総合的に勘案し、市場支配力の「存在」が認められた場合、第二段階として市場支配力が実際に「行使」される懸念があるか否かを分析する。その際、市場構造等から判断して市場支配力が存在することが推定されるものの、市場支配力の行使を抑止・けん制する規制等によって、市場支配力が実際に行使されないケースがあることに留意する必要がある。

【市場支配力の考察の段階】

評価	範囲	単独事業者による	複数事業者の協調的な行動による
市場支配力の存在		市場シェア等を基に外形的に判断	
市場支配力の行使を抑止する規制等の存在		規制等の存在を勘案	
市場支配力の行使		規制等の効力を勘案して実質的に判断	

3-6 料金・サービスの評価

- 3.6.1 2013年度においては、従来競争評価の取組が主眼としてきた市場支配力の評価に加え、料金・サービスの評価を行ったところである。
- 3.6.2 情報通信審議会における競争政策の見直し等に係る検討においても、料金・

サービスに関する課題が重要な論点となっている中で、前述のとおり今後の政策展開への反映を重視する観点から、2014年度においても引き続き当該評価を行うこととする。

4 競争政策等留意事項の整理

- 4.1 戦略的評価・定点的評価における分析を踏まえ、指定電気通信設備制度の運用等の競争政策や料金政策に関し、総務省として留意する事項（以下「競争政策等留意事項」という。）を整理する。
- 4.2 ただし、競争政策等留意事項は、あくまでも戦略的評価・定点的評価の結果から導き出される政策課題等について整理するものであり、総務省としての政策的関心事項を網羅的に提示するものではない。また、変化の激しい電気通信事業分野にあって、新たな課題が生じた場合には、競争政策等留意事項にかかわらず速やかに対応することが必要である。

5 情報の収集

5-1 需要(利用者)側からの情報収集

(1) 情報収集の方法

- 5.1.1 情報通信白書、通信利用動向調査等を始めとした総務省が現在実施している調査や、民間調査機関のデータを必要に応じて活用するとともに、利用者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 収集する情報

- 5.1.2 2012年度の評価から、多様化・複雑化する電気通信サービス市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、市場の実相を適切に分析していくため、サービス品質やサービス変更コストに関連するデータ等、需要側の情報収集を拡充した。
- 5.1.3 2014年度においても、多角的に市場分析をすることができるよう、引き続き携帯電話料金やサービス品質といった利用者に直接影響する情報を積極的に収集していくこととする。

(3) 情報の取扱い

- 5.1.4 需要(利用者)側から収集する情報は、サービスや機能の需要の代替性を図る上で重要なデータである。したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、市場の競争状況の分析に活用するとともに、最終的な評価結果にも反映する。

- 5.1.5 集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

5-2 供給(事業者)側からの情報収集

(1) 情報収集の方法

- 5.2.1 競争状況の分析を行うために必要な情報については、各電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を進めることを原則とする。収集方法については、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に基づき受ける報告のほか、分析を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリングを通じて各電気通信事業者等から情報を収集することとする。

(2) 収集する情報

- 5.2.2 収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報を原則としているが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、各電気通信事業者から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者から必要に応じて情報を収集する。

(3) 情報の取扱い

- 5.2.3 競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

6 実施スケジュール等

- 6.1 本実施細目について意見募集の結果も踏まえて決定・公表した後、2014年12月頃から情報収集活動を含めた具体的な分析・評価の作業を開始することとし、まずは、利用者や電気通信事業者等へのアンケート調査を行う。
- 6.2 実施細目や評価結果(案)の意見募集等に際し、必要に応じて競争評価アドバイザーボードの開催や関係事業者への説明を実施することとするが、内容の詳細についてはその都度周知する。2015年7月を目途に本年度の評価結果(案)を

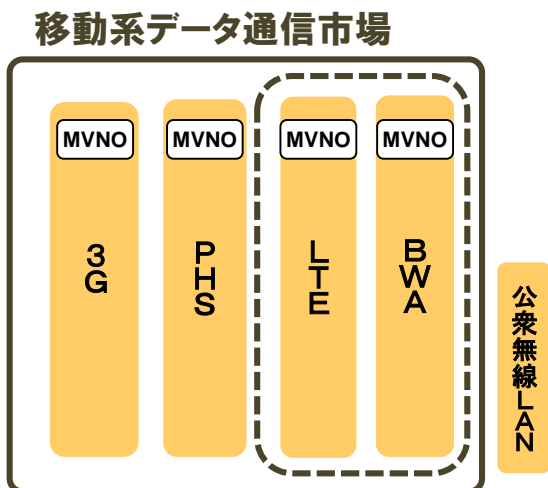
公表し、意見募集を経て、同年9月を目途に確定・公表することとする。想定されるスケジュールは下図のとおり。

	2014年 10月	11月	12月	2015年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施細目の策定			● 実施細目の決定									
分析・評価作業			情報収集			分析作業		評価作業				
利用者情報			利用者へのアンケート調査 (とりまとめ等)									
事業者情報			事業者等へのアンケート調査 (とりまとめ等)									
評価結果									評価結果(案)公表		●	●
競争評価アドバイザリーボード等		● 第1回	競争評価アドバイザリーボード等の開催(適宜)									
												● 意見募集・確定

移動系通信事業(データ通信、音声通信)の市場画定

図1 移動系データ通信

サービス市場



部分市場: **移動系超高速ブロードバンド市場**

凡例: 画定市場 部分市場

地理的市場

移動系データ通信市場 全国

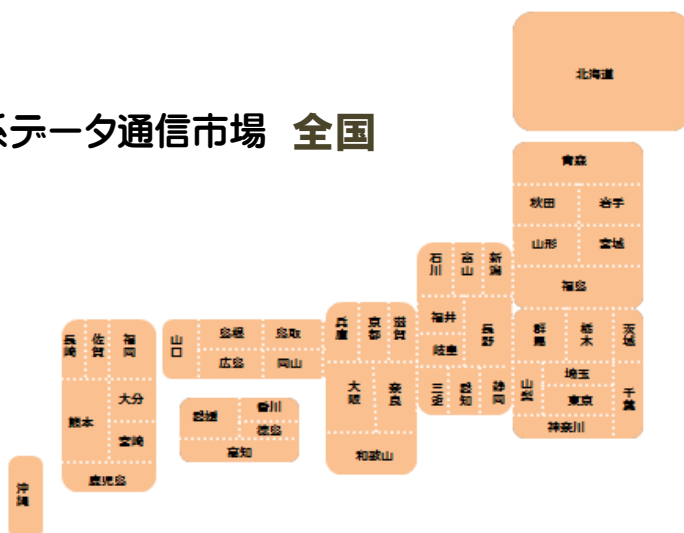
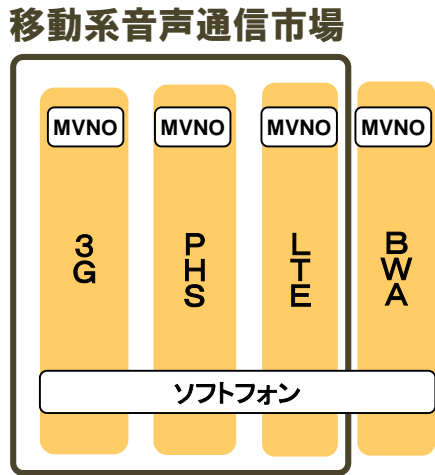


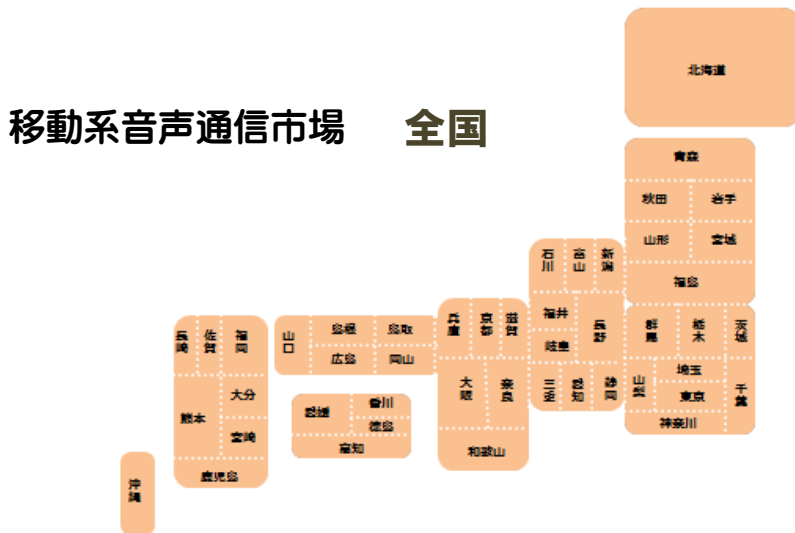
図2 移動系音声通信

サービス市場



凡例: 画定市場 部分市場

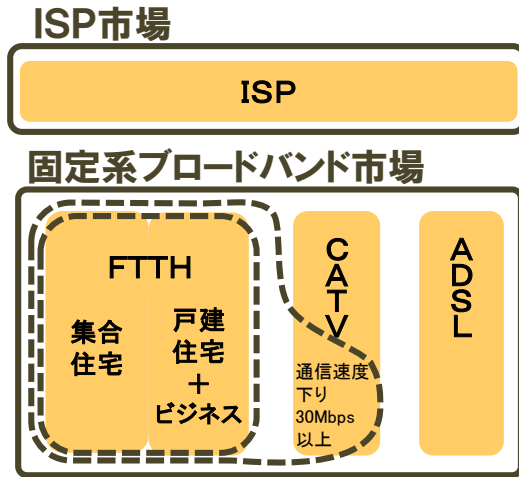
地理的市場



固定系通信事業(データ通信、音声通信)の市場画定

図3 固定系データ通信

サービス市場



部分市場: 固定系超高速ブロードバンド市場
FTTH市場

凡例: 画定市場 部分市場

地理的市場

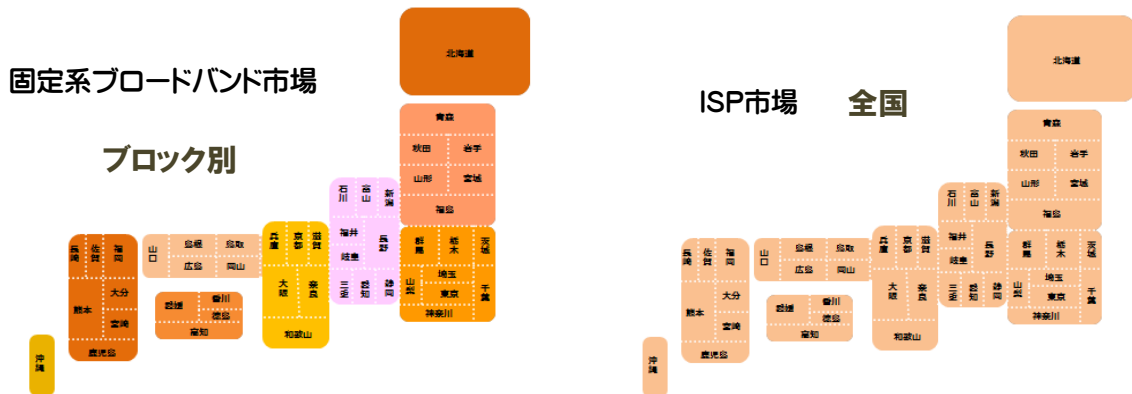
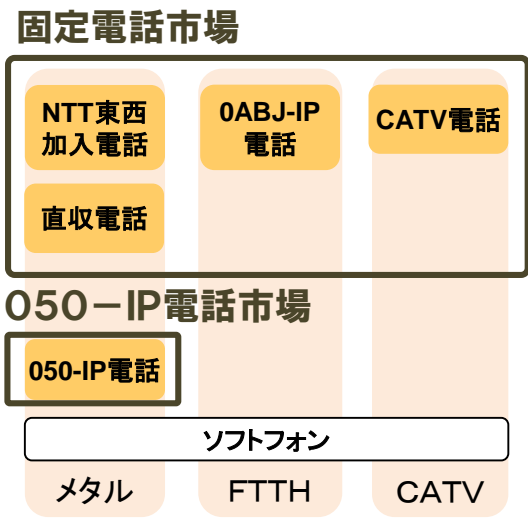


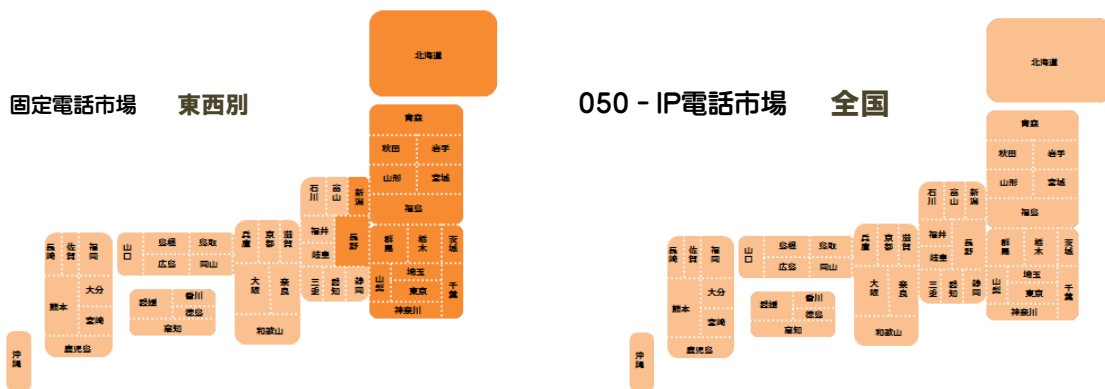
図4 固定系音声通信

サービス市場



凡例: 画定市場 部分市場

地理的市場

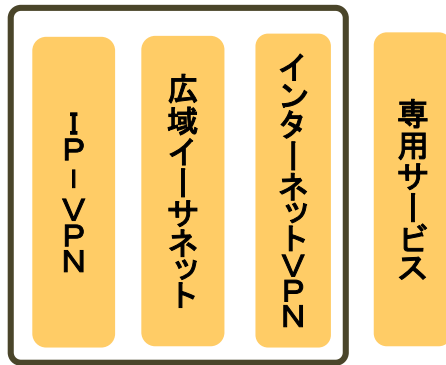


法人向けネットワークサービスの市場画定

図5 法人向けネットワークサービス

サービス市場

WANサービス市場



凡例: 画定市場 部分市場

地理的市場

WANサービス市場 全国

